

退職記念研究ノート

機関紙「有線放送」から見る有線放送電話の社会史

—機関紙研究はメディアと社会の何を見つけれられるのか—

坂田 謙司ⁱ

社団法人全国有線放送電話協会が1958（昭和33）年から1995（平成7）年まで1213号発行した『有線放送』は、日本独自の放送と通信（通話）機能を同時に持つ「有線放送電話」施設向けの機関紙である。現存するのは401号以降であるが、この機関紙『有線放送』を対象に内容分析を行うことで、戦後の農村で独自に生み出されたハイブリッドメディアと当時の農村メディア状況、及び社会状況を歴史的観点から明らかにすることができる。本研究ノートでは、その研究前提として、機関紙とは何か、機関紙研究の先行研究、機関紙『有線放送』の内容紹介を通じて、今後行う研究の出発点を示す。

キーワード：有線放送、機関紙、有線放送電話、社会史、メディア史

はじめに

機関紙「有線放送」は、社団法人全国有線放送電話協会（以下有放話協会）が発行した、有線放送電話施設向けの情報発信・共有メディアである。一般に、加入者の集合体である組織や機関等は、自らの役割の一つとして情報発信を行っている。内容はさまざまなだが、組織や機関等の目的に沿った活動報告や関連する情報の発信、加入者の事例紹介などであり、発行頻度や規模、媒体の種類も多岐にわたる。例えば、共産党という政党は「赤旗」という機関紙（新聞）を発行しているし、一般社団法人「日本経済団体連合会（経団連）」は、機関誌「月刊経団連」（2012年4月号より「月刊経済Trend」から誌名変更）を発行している。「機関紙」と「機関誌」の違いは発行される形態であり、背中部分が閉じられていない新聞形式の場合は「機関紙」、雑誌のように背中部分が物理的に閉じられている場合は「機関誌」となる。近年では、インターネットの普及によって印刷物から電子メールへ移行したり、自身のホームページ上でも閲覧できるような形式をとっていることも多い。また、一般社団法人「北見農民連盟」の機関紙はFAXの利用も行われている。このように、現状は多様な媒体形式が存在するが、個々の会員や構成団体に対して紙媒体での情報提供を行うことが一般的である。

本論で扱う機関紙「有線放送」は、戦後日本の農村地域で独自に開発、発展した放送と通信（通話）の両機能を持った有線放送電話運営施設で構成された有放話協会によって発行されていた。発行期間は1958（昭和33）年から1995（平成7）年までであり、発行号数は1213号に及んでいる。このうち、1970（昭和45）年11月12日発行の401号から、紙名変更に伴い内容が大幅に刷新された実質的な最終号である1995（平成7）年3月発行の

i 立命館大学産業社会学部名誉教授、2025年4月より特別任用教授

1213号までが現存している。そして、今回日本学術振興会による科学研究費助成事業（科研費）2023年度基盤研究B「戦後日本の『農村メディア』と地域社会の総合的研究：家の光協会所蔵資料を中心に」の費用を使って現存する資料をデジタル化することができたことを受けて、機関紙「有線放送」の基礎的な分析とメディアとしての機関紙研究がメディア社会史研究とどのように接合するのかについて検討を行ってみたい。

1. 有線放送の概略

有線放送の詳細については、拙著『「声」の有線メディア史』（世界思想社、2005）で詳しくまとめているが、簡単に歴史的な流れを振り返っておこう。奇しくも本論執筆年である2025年は、日本でラジオ放送が開始されてから100年の節目を迎えている。今から100年前の1925（大正14）年に東京、大阪、名古屋で始まった日本のラジオ放送は、1926（昭和2）年に社団法人日本放送協会に統合され、以降太平洋戦争の敗戦を迎えるまで、日本政府あるいは天皇の意思を国民に伝える声のメディアとして歩んできた。太平洋戦争が始まり、ラジオ放送は情報を伝えるメディアとしての重要度を増しつつ、同時に敵から傍受される危険性を排除するための「電波管制（出力を弱めて傍受されにくくする）」も行われた。当然ながらこの2つは互いに矛盾することとなり、電波管制によって日本国内においてもラジオ放送の電波が届きにくい地域を多数生み出す結果となった。人口の多い都市部はまだ受信状態が良かったが、山間地や地方農村地帯では高性能の受信機が必要であり、各家庭がそれだけの金銭的支出を行うのは困難であった。また、無電灯地帯も多く存在し、ラジオの重要性の高さと受信環境の弱さという相反する状態が続いていた。

そんな状況が続くなか、新潟県東頸城郡牧村原（現在の新潟県上越市牧区原）の明願寺住職池永隆勝氏は、自身もつ高性能ラジオ受信機を使って村内の各家庭にラジオ放送を届ける方法を発案した。方法は至って簡単で、ラジオ受信機のスピーカー出力に電線をつなぎ、それを延長させることで末端のスピーカーに音を届けるというものであった。しかし、数軒であればなんとか聴くことができたが、数が増えるとスピーカーの音声を増幅させる必要が生じた。そこで、隆勝氏は大規模工場内の一斉放送に使う高機能増幅器を何らかの方法で調達し、高性能受信機で受信したラジオ放送を先の増幅器を介して村内各家庭に再送信する「ラジオ共同聴取」システムを構築した。この増幅器には一斉放送用のマイクが付属していたので、ラジオの再送信以外に隆勝氏自身の声でさまざまな公的なお知らせ等も村内各家庭に放送されていた。

当時、放送は政府によって管理・統制されていたが、いち寒村である牧村のラジオ再送信を伴う共同聴取が咎められた形跡はない。さらに、隆勝氏が行った自主的な声の通知（放送）が公式に認知されていた形跡もない。同様のラジオ共同聴取への試みは日本各地で発案されていたが、政府の圧力等によってその多くは実現に至らなかったり、実現までに長い期間を要していた例が確認されている。なぜそのような差が生じたのか、なぜ地域によって違いが生じたのかを説明できる資料は見つかっていない。なにより、隆勝氏がどのような手段をもって工場内で使用する規模の増幅器を入手し、どのような方法で牧村まで運搬したのかを確認する資料も見つかっていない。筆者が行った隆勝氏の長男へのインタビューでも、その点に関しては不明であった。いずれにしろ、ラジオが非常に重要な情報伝達および入手手段であり、ラジオ放送を個人ではなく、共同体として共有する機運が存在したことは間違いない。そして、このラジオ共同聴取が、戦後の有線放送の出発点となるのである。

1945（昭和20）年8月の敗戦によって、日本国内は新しい時代に入った。ラジオから聴こえる雑音混じりの声は、これまでほぼ全ての日本人が初めて聴く天皇の声であった。天皇の語る内容は難しい漢語が使われてい

ただけでなく、直接的な敗戦を意味する言葉もなかったので、多くの人たちは「初めて聴く天皇の声」によって、重大な事案、すなわち戦争の終結（敗戦）を感じ取ったのであった。当然、牧村の人々は、ラジオ共同聴取施設を通じて天皇の声を聴いたことになるが、これもかつて村民に対して行ったヒアリングにおいても、明確な記憶を待つ人は見つけることができなかった。

敗戦直後の国内は混乱し、物資や食糧不足が深刻な状況であり、占領下の生活や今後の日本という国家の行く末に関する情報を入手したくても、戦争中とあまり変わらないか、戦災によるラジオ受信機の罹災によってよりひどい状況に陥っていた。大きく変わったのは「言論の自由」という新しい概念であり、それまで規制され、抑圧されていたさまざまな機会への分厚い蓋がなくなったことであった。情報を伝える媒体としては新聞とラジオしかなく、電波管制はなくなっても戦災による電力不足、物資不足によってラジオの受信環境は改善されることはなかった。ラジオの重要性は戦前・戦中と変わらず、それ以上に必要とされていたにもかかわらず、受信環境はむしろ悪化していたともいえるであろう。そして、牧村の池永隆勝氏が考案したラジオ共同聴取という受信方法への期待と需要が高まったのである。

敗戦から数年が経過すると、日本各地にラジオ共同聴取施設が急増する。統計によれば、1948（昭和23）年以降施設数が急増していることがわかる（坂田：p62）。これは、戦後数年経って社会がやや落ち着きを取り戻したことで、物資が入手しやすくなったこと。そして、何よりもラジオというメディアの必要性と重要性が以前よりも大きくなったことを意味し、同時に地方農村にとってラジオ受信が困難な状況を改善し、地域住民全てが情報と娯楽を享受する方法を模索していたことを表している。なぜ一斉にラジオ共同聴取施設が増えたのかに関しては、情報通信インフラが発達していなかった当時、既に導入した人々の口コミが広がったと考えるのが妥当であろう。牧村で行われていたラジオ共同聴取だけでなく、日本各地で戦時中に試みられていた同種の施設開設が再燃したとも言える。

戦後に急増したラジオ共同聴取は、日本放送協会（社団法人日本放送協会はGHQによって解散させられていたので、暫定的な存在）のラジオ放送を地域内の各家庭に再送信する機能と、隆勝氏が行っていたようなマイクを用いた自主的な放送（以下自主放送）を行う2つの機能を持っていた。自主放送の内容はさまざまで、回覧板的な地域のお知らせや特定商店の宣伝、時には選挙時に立候補者が政見放送を行うこともあった。しかし、現在のような放送を使った政見放送に関する法律はなく、完全に無秩序な状態であった。そのため、ラジオ共同聴取を使える候補者と使えない候補者の間で格差が生まれ、大きな問題となった。その結果、黙認状態であった政府もラジオ共同聴取を規制する必要性を感じ、1952年4月28日にサンフランシスコ平和条約の発行と日本国の独立を直前に控えた1950年4月26日に、日本の放送制度を新しくする「電波法」「放送法」「電波監理委員会設置法」のいわゆる電波三法が成立した。その中の「放送法」にラジオ共同聴取は含まれ、名称を「有線放送」として放送法の準用を受けるようになった。そのため、自主放送の内容や運用は他の民間放送局と同様に放送法の規定に基づいた扱いとなつて、ラジオの再送信と自主放送を組み合わせた編成が組まれるようになったのである。

例えば、放送法第四条の「国内放送等の放送番組の編集等」に規定されている、「①公安及び善良な風俗を害しないこと。②政治的に公平であること。③報道は事実をまげないですること。④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」が有線放送自主番組にも適用されることとなった。そのために、放送番組としての質を高めるためにNHKの全面的な技術支援を受け、アナウンス講習や番組構成講習などが実施された。その結果、アナウンサーはNHKの基準に準ずる発声力を持ち、番組構成も地域の人々の声を組み込む形で制作されるようになった。加えて、年に一度有線放送アナウンスコンクールが

行われ、各地の予選を勝ち抜いた有線放送アナウンサーたちの中から、高いアナウンス力をもつ人々が表彰されることとなった。

有線放送は、NHK のラジオ放送再送信の合間に自主放送を組み入れる形で、農業を中心とする人々の生活リズムに合わせた編成をおこなった。そのために、夏期と冬期で放送開始時間は異なるなど、まさに「地域密着」の音声メディアとして地域住民に親しまれた。その一方で、社会の需要は放送から電話へと変化しつつあった。都市部では1950（昭和25）年に始まった朝鮮戦争の特需もあり、急速な経済の発展と活発な商取引のために電話の需要が高まっていた。政府及び日本電信電話公社（以下電電公社 現 NTT）は需要が高い都市部を優先して電話開通工事を行っていたが、申し込んでも開通しない「積帯数」が膨らんでいた。『令和4年版 情報通信白書』によれば、電電公社の電話事業について以下のように期されている。

我が国では、1952年に国内の電話網の整備推進を目的として電電公社が設立されて以降、固定電話は急速に普及し、電電公社の設立時点で140万であった加入電話の契約者数は、情報通信白書の刊行が始まった1973年度には2,417万に達し、加入電話による音声通話が主な通信手段となっていた。この頃、我が国では、電話加入の申込みから加入までに期間を要する「積滞」や、交換手が手動で回線を接続していたことから市外通話をかけるのに数時間かかることが課題となっていた。電電公社による取組の結果、1978年に積滞解消が、1979年に全国自動即時化が達成され、1981年度には全国の加入電話の契約者数は4,000万を突破した（総務省：2023「第1部 特集 情報通信白書刊行から50年～ICTとデジタル経済の変遷～ 第1節 1973～1985年頃：アナログ通信・放送の時代 2 我が国のICT分野の動向」より <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/html/nd111200.html>）。

上記のように、我が国では電話による音声通信が急速に普及していたが、先述の「積滞」や初期の通話相手同士を接続する「交換」と呼ばれる業務が交換手による手動で行われていたことなどから、回線数不足による通話の混雑と市外通話に数時間かかることなどが課題となっていた。そのため、農村を中心とした地方ではなかなか電話が開通せず、役場や警察、消防、大規模商店など、ごく限られた場所にしか電話はなかった。そのような状況を憂いた千葉県君津市松岡村の消防団員沖津一氏が、既設の有線放送に交換機能を追加して、有線放送設備を使った相互通信可能な「電話」を開発した。技術的には音声を電気信号に変換して有線経由で送信する放送と通話は同じものであり、通話に必要な交換機（送話側と受話側を相互に接続する）を放送設備に加えることで、放送線を用いた相互音声通話が可能と考えたのである。

当初の目的は火災などの非常連絡であり、消防団員ならではの発想と言える。火災は初期消火が重要であるが、火災の発見を地域内へ知らせるには旧来の方法（例えば半鐘）しかなく、消防署への連絡も迅速には行えなかった。しかし、電話があればすぐに連絡が取れることから、地域住民への電話開通が待ち望まれていたのである。そして、自作の交換機を用いた通話が成功したことから、地域内での相互通話、すなわち「電話」が誕生したのである。そして、この新しい「電話」は有線放送を利用している近隣の農村へ瞬く間に広がり、その勢いは全国へと拡大していった。有線放送は農村振興の一環として国の補助金対象となり、全国の地方農村に広く普及していた。そのため、交換設備を設置することで、地域内に限られていたとはいえ電電公社の工事を待つことなく電話が利用できることになった。当時は地域外へ電話をかける必要性はあまりなく、むしろ地域内での需要が高かった。先述の火災などの緊急連絡はもちろん、日常のコミュニケーションに電話は活発に利用されたのである。

この電話は有線放送の回線を使っているため、結果的に放送とのハイブリッド（併用）メディアになり、放送と電話の利用時間帯を分ける必要があった。当初は放送の時間帯が長く、電話利用の時間帯は短かった。しかし、次第に電話利用時間拡大への要望が増え、逆転していくことになった。その理由は、ラジオ受信環境の改善（受信機の低価格化、放送電波中継システムの構築など）があり、主にNHK ラジオの再送信を行っていた有線放送への需要が薄れてきたことがある。その結果、有線放送運営者が自主的に制作する地域の話題や農事関連情報には依然として高い需要があったので、NHK 再送信時間を削って通話時間を拡大する方向へと利用時間が変化していった。そして、1957（昭和32）年に施行された「有線放送の規制に関する法律」は1963（昭和38）年「有線放送電話を規制する法律」へと変わり、世界でも類を見ない放送と電話が同一のシステムとして稼働し、農村部の情報通信環境を大きく改善する音声メディアが誕生したのである。

農村地域にとっての有線放送電話は、自らの地域生活にとって不可欠な存在となり、不便な地方農村というイメージを払拭するものでもあった。都市部では電話の積帯が解消されないにもかかわらず、農村では一家に一台の電話があり、さらに生活に必要な情報や地域の話題が放送の形で自宅に届いた。当時の有線放送電話を持つ農村は、日本で最も最先端の情報環境をもつと言っても過言ではなかった。その一方で、昭和48年度『通信白書』によれば、「47年度末現在の一般加入電話は2,098万となり、集団電話、接続有線放送電話回線等を含めた加入電話等総数は2,247万（対前年度比17%増）」となったと記されている（『昭和48年度通信白書』：p141-142）さらに、平成3年版『通信白書』資料には、1984（昭和59）年度末の有線放送電話端末台数として1,528,000台、公社電話の総加入数は4,396,000人。1989（平成元）年の有線放送電話端末台数1,305,123台、NTT（日本電信電話株式会社）の1984（昭和63）年9月末現在加入数は4,952万となっている。年を経るごとに有線放送電話の加入数は減少しており、以下に述べるような電話需要の地域的な変化と情報通信網の広がりに関係していたと考えられる。

上記のように、公社電話は全国への通話が可能であり、また国が施策として進める通信網整備の一環であることから、徐々に加入数を増やしていた。だが、需要が高い都市部から周縁である農村部という形式は変わらず、その逆に農村部では有線放送電話という地域限定の独自ハイブリッドメディアが徐々に広がりを見せていた。その結果、公社電話と有線放送電話の普及という二重の電話構造が生み出されてしまった。公社電話は「地域集団電話」「農村集団電話」と言った簡易な電話設備を農村に持ち込み、公社電話への転換を図った。それに対して、有線放送電話は地域内でのコミュニケーションや生活に不可欠な情報伝達、放送とのハイブリッド性などを前面に出して対抗した。さらに、有線放送電話と公社電話とを接続することによって、有線放送電話の強みを活かしつつ公社電話のメリットも取り込もうとする動きも現れていた。最終的に、公社電話と有線放送電話とのせめぎ合いは、高度経済成長に伴う農村部から都市部への集団就職等による若年層の人口流出が起こり、また農業人口の減少、モータリゼーションによる生活圏拡大などによって、地域の限定性という強みが薄れてきたことから、公社電話への全面転換（有線放送電話の廃止）、自主放送のみを残した公社電話への転換、有線放送電話の存続と公社電話の新規導入という形式を地域の実情に合わせて選択することで収束することとなった。

3. 「機関紙」を対象とした先行研究

機関紙に関する先行研究は、そのほとんどが機関紙を発行している組織や団体に関する研究の資料として用いられている。機関紙の歴史としては、日本機関紙協会大阪府本部が編集した『機関紙の歴史 戦前・戦中編』

および『機関紙の歴史 戦後編』があり、唯一の機関紙を対象とした研究と言える。「戦前・戦中編」の「はじめに」には、「機関紙の源流は、約126年前にさかのぼることができる」とある。続いて、「1874年（明治7）板垣退助らによる国会開設を望む『国撰議員設立建白書』をきっかけに、火をふいた自由民権運動の中で、要求を明確にした機関新聞、機関雑誌が続々と誕生した」と、明治維新以降の自由民権運動の高まりに連動した言論発信のメディアが機関紙の始まりであったことが記されている（日本機関紙協会大阪府本部：p3-4）。しかし、知られているように言論は弾圧され、多くの新聞や機関紙は政府によって廃刊に追い込まれた。戦後になってもGHQによる検閲は続き、民主主義と言論の自由は名目だけの存在であり、真の言論の自由が訪れるのは日本が国家として独立して以降ということになる。

現在、機関紙の数はどのくらいあるのだろうか。政党や政治団体、労働団体、自治体などが発行する大規模な機関紙から、個人や数人程度で発行する小規模な機関紙。あるいは、筆者が研究しているコミュニティFMのような、地域に密着した小規模ラジオ局が発行する番組表、Zin（ジン）と呼ばれる個人制作の印刷物まで加えると、その数を把握することは極めて困難である。また、インターネット上で発信されているBlogやVlog、Podcastなども機関紙の一部と捉えると、ますますその実態を捉えることは難しい。そんななかで、団体や組織を研究する資料として機関紙をとらえるのではなく、機関紙そのものを研究することで発信団体や組織の姿が明らかになるというメディア研究のアプローチを筆者は考えている。つまり、機関紙の発行時期や内容を分析することで、団体や組織がたどってきた歴史と共に社会の姿が見えてくるのである。

このような研究としては、日本からの海外移民社会で発行されていた日本語新聞や、太平洋戦争中に米国内の強制収容所に収容されていた日系人たちが、収容所内で発行していた新聞の研究に近い。日系移民の新聞研究としては、ブラジルへの移住者たちと日本語新聞研究が知られている。例えば、日本経済新聞2022年4月15日付け記事「邦字紙のブラジル移民史 日系社会の盛衰映す新聞、取材・執筆続ける 深沢正雪」によれば、日本からのブラジル移民は1908（明治41）年に始まり、日本人移民集団を対象とした最初の日本語新聞『週刊南米』が創刊されたのが1916（大正5）年とある。その後、いくつかの日本語新聞が発刊されたが、長尾直洋によると、『日伯新聞』『伯刺西爾時報』『聖州新報』の3紙が主な研究対象となっていたとされるが、加えて『日本新聞』『南米新報』の2紙が取り上げられていることを示している（長尾：p15-27）。

移民先での日本人コミュニティ向けに発行された日本語新聞以外に、第二次世界大戦時に日系人を対象として行われた強制収容先で発行された日本語新聞研究がある。先述のブラジル移民やアメリカ影響下にあった各地の日系人たちは敵性国民と見なされ、強制収容所への収監が行われた。強制収容所では、日本語による新聞発行が「民主主義国家」であるアメリカの施設であるという理由で認められていた。当初は英語版のみであったが、後に日本人収容者への便宜のために日本語版も発行されるようになった。糸井輝子「言論の自由と検閲の狭間で」によれば、強制収容所研究の蓄積は多いが、発行されていた日本語新聞に関する研究は少ないことが指摘されている（糸井：p179-200）。例えば、林春男「トパーズ収容所における最初の1年間：所内新聞を通して見る日系人の生活」は数少ない収容所における日本語新聞研究であるが、やはり日本語新聞を通じて収容所生活を分析していて、日本語新聞そのものをメディアとして研究しているわけではない（林：p 115-125）。

このように、機関紙（日本語新聞）はあるコミュニティの構成員たちにさまざまな情報を伝えるための情報メディアであり、構成員を相互に結びつけるための関係構築メディアでもある。そして、そのメディアの内容を研究することによって、当時の社会情勢や背景、コミュニティ内部の構造や歴史、どのような情報が求められ、相互の関係性の維持に役立っていたかを知ることができるのである。その点において、本研究対象である機関紙『有線放送』を分析することによって、日本各地に存在した、本来であれば閉じた地域内で完結するは

ずの有線放送電話施設同士を結びつけることで、日本全国をカバーする放送と電話のハイブリッドメディア網を構築するハブとなり得た可能性を見いだすことができるのである。

4. 機関紙『有線放送』

先述のように、閉じた地域単位で完結することを前提とした有線放送電話は、社会的・経済的な情勢変化と電話への需要増大によって、全国規模の通話欲求とシンクロしていた。その一方で、地域単位での放送・通話メディアの必要性も依然として存在していた。放送は閉じていることが前提であり、通話は公社電話と同様に閉じた地域という概念そのものが成り立たなくなっていたのである。このような有線放送電話をとりまく社会情勢の変化のなかで、機関紙『有線放送』は、何を伝え、どのような役割を各有線放送電話施設にもたらしけていたのだろうか。

組織としての全国有線放送協会が、いつどのような経緯で設立されたのかを知る正確な資料はない。機関紙『有線放送』が第三種郵便物として認可されたのが1958（昭和33）年なので、発行組織としてはそれ以前から存在していたと考えられる。日本放送協会が1959（昭和34）年に発行した『有線放送のてびき』と題された小冊子には、付録として「有線放送全国組織一覧」が載っている。そこには「全国農村有線放送協議会」という組織名が記載され、「18道府県協議会」「3県農協中央会」「6中央機関」が加盟している。また、「有放話協会」という別組織名もあり、業務内容に「放送資料並びに機関紙の発行」と記載されている（日本放送協会:p36-37）。この時点では、有線放送に関わる2つの組織が存在し、以後何らかの理由及びタイミングで、機関紙『有線放送』発行元である「有放話協会」に一本化されたと考えられる。

先述のように、有線放送は敗戦直後の物資不足やラジオしか情報を素早く得る手段がなかったにも関わらず、電波状態が悪い地方農村では受信が困難であったことから、「ラジオ共同聴取」を目的として設立された。その際にマイクを使った独自の地域情報発信を行っていて、その地域密着の情報が、大都市中心の情報よりも重視された。このように、ラジオ共同聴取と地域に閉ざされた情報発信を目的としていたために、当初一部農村の独自な存在として政治的、法律的に軽視（無視）されていた。しかし、普及、拡大のスピードが予想を遙かに超え、またたくまに全国の農村へと広がっていった。例えば、1945（昭和20）年段階での施設数は全国で7施設であったが、1948（昭和23）年から41と急増しはじめ、1950（昭和25）年12月には全国で375施設、1953（昭和28）年11月には1117施設、1959（昭和34）年1月には2380施設まで増加した（坂田：前掲書）。

この背景には、「有線放送を規制する法律」が設立されて以降、法律的に存在が明確になったことを受けて、都市部に比して情報伝達面で遅れている地方農村部の活性化を目的とした補助金政策が始まる1956（昭和31）年に入ると、農林省が「新農山漁村総合対策」、自治庁が「新市町村建設」という目的で、有線放送施設の建設に対して助成事業を開始した。これが大きな力を発揮して、全国での有線放送施設が増加する一因となった。そして、新しく開設される有線放送施設には当初から相互通話機能、すなわち「電話」が付加されていた。1957（昭和32）年に「有線放送電話の規制に関する法律」が施行され、放送と電話の両機能を持つハイブリッドメディアが誕生したことは先述のとおりである。

このような有線放送電話をとりまく環境の変化、特に全国に広がる有線放送電話施設を束ねる組織が必要とされ、道府県単位の地域組織としての「協議会」と、それら全体をとりまとめる全国組織である全国有線放送協議会が発足したと考えられる。機関紙名が『有線放送』なのは、おそらく組織が誕生した段階では有線放送施設が有線放送電話よりも優勢であり、そもそもの出自が有線放送であることへの拘りだったのではないか

と推察される。

6. 機関紙『有線放送』の内容分析

機関紙『有線放送』では、どのような情報が発信されたのだろうか。既存のデータを全て分析する作業はまだ手つかずのままだが、いくつかの紙面を分析してみたい。

現状で確認できるもっとも古い時期の発行である第401号（1970年11月12日発行）の一面トップ記事は、「業務主体の変遷 70 運動で獲得した制度 加入者には利便の増大 共同設置営」というタイトルだ。記事の冒頭は、「有線放送が制度として認められてからの大きな出来事といえば、昭和三八年の公衆法と有線法の改正によって接続に道を開いたことと、施設の相互連絡が可能になったことだろう」と、1963（昭和38）年に行われた「有線放送電話の規制に関する法律」改正によって、同一市町村にある複数の有線放送電話施設（単独業務）同士を相互に接続して、合併などの組織統合抜きに互いの有線放送電話加入者が通話ができる「共同設置」が可能となったことを指している。有線放送電話は行政の区分けよりも長年の生活空間、いわゆる地域的な共同性が重視されて設置されるので、同一市町村内に複数の施設が存在することがある。有線放送電話はその空間内で物理的に閉じたメディアなので、相互の通話が行えなかった。仮に、互いの施設同士での相互通話を実現するためには、いったん組織を解体して合併する必要があったのだ。それが、この法改正によって、有線で相互を結ぶことで実現できるようになったのである。記事によれば、単に法改正が行われたということではなく、法改正に向けた3年間にわたる組織的なロビー活動が実ったことに力点がおかれている。

この他に、一面には2つの関連法の状況を伝える記事が載っている。1つ目は「電気通信設備令の改正を公布」であり、2つ目は「CATV 単独立法で規制」である。「電気通信設備令改正」は、通信設備に関する技術的な進歩が著しいのに併せて、法律の規制内容を変更するという内容だ。「CATV 規制法」は、「CATV」は「Cable Antenna Television」あるいは「Community Antenna Television」の略で、有線でテレビ放送の再送信を行う施設である。現在は「ケーブルテレビ」の名称が使われているが、有線放送と同じく山間地などのテレビ難視聴地域に共同アンテナを設置して加入者宅に再送信するために誕生した。当初、CATV は高層ビルの建設による都市部に発声した難視聴対策と、先述の山間地における難視聴対策の二種類があったが、機関紙『有線放送』で取り扱っているのは、農村部が多くある山間地を対象としたものである。

日本で最初のCATVは、群馬県伊香保温泉が宿泊客向けサービスの一環として始めたものであり、自主放送を伴うCATVとしては岐阜県郡上八幡市が第1号と言われている。CATVは有線を使ってテレビ放送を加入者に再送信する点において有線放送と原理的には同じであり、地域の発案によって独自に生み出されたという点においても同質性がある。時代がラジオからテレビに移り変わってきた1970年の記事は、地域メディアにおいてもその変化の兆しを映しており、記事は小さいながらも有線放送電話との棲み分けが可能かどうかに着目していることを伺わせている。

一面最下段にはコラム「霧笛」があり、当時の社会情勢が垣間見える。静岡県田子の浦港のヘドロ問題から公害の話を展開し、最後に有線放送電話の放送音が騒音だという苦情を受けた話へとつながる。郊外への団地進出によって、有線放送を実質的に必要としない新住人たちが地域に混ざるようになった。その人たちにとっては、強制的に聞かされる有線放送の自主放送は雑音でしかない。情報過多も公害と呼ばれるようになりつつある当時、有線放送も情報公害と呼ばれぬようにしなければならぬと締めくくっている。1970（昭和45）年は大阪で万国博覧会が開催された年であり、高度成長の真っただ中で多くの建設工事が行われていた。その工

車の音が騒音公害とされ、また工事に伴って走るダンプカーの音や排気ガスなども自動車公害と呼ばれるようになっていた。大きく変貌していく社会のなかで、戦後の混乱と共に生み出された農村中心の有線放送電話にも、大きな変化が訪れようとしていることを暗示している。

2面には、「有線電気通信設備令の一部改正の政令」の条文が掲載され、有線放送電話施設運営に法律知識が重要であることがわかる。3面には有線放送電話施設の現状が掲載され、「公社接続施設が増加 企画・制作に女性が積極的」という記事が載っている。公社接続とは、有線放送電話の電話回線を電電公社の回線に接続して、有線放送電話から全国通話を実現させるものである。先述のように、高度成長に付随する若い働き手の都市部移動や交通手段の発達によって、交流圏や生活圏は大きく広がっていった。特に、都市部に働きに出た家族との声の交流は強く求められており、地域内で閉じた有線放送電話では困難な状況にあった。かといって公社電話がすぐに開通する訳でもないことから、苦肉の策として地域電話と全国電話の相互接続という方法が試験的に実施されていた。

まず、1970（昭和45）年7月1日現在での有線放送電話施設事業形式調査結果が示され、新規開設予定と既存施設の改修予定がいずれも大型化と近代化を目指していることを記している。さらに、これらの施設が、公社電話との接続を希望していることが特徴としてあげられている。その一方で、小規模施設においては事業規模面で公社接続は困難あるいは消極的であり、公社が地方農村などの小規模地域向けに準備している「地域集団電話」への移行を検討しているとある。地域内に閉ざされた有線放送電話と全国への通話が可能な公社電話との相互接続は地域にとって大きな期待となっている。しかし、同じ「電話」と言っても、いわば素人の手作り施設と最新技術を取り込んだ玄人施設の接続は技術的に簡単ではなく、特に有線放送電話側の設備面での古さと簡易さがかえって相互接続を難しくさせていた。

この記事の後半では、本来の有線放送が担ってきた「自主放送」について、三重県の施設を例に自主放送の重要性を記している。特に、女性職員の番組企画と制作への積極的参加を特徴として以下のようにあげている。

このような情勢の中で三重県の有放話事業は情報化の様相を一層強めていくなかで放送の意義が再確認され、特に女子群の放送企画、制作等の積極的活動がなされていることがあげられる。

しかしながら、具体的な番組や企画参加内容への言及はなく、単に女性が積極的に参加していることを述べているに過ぎない。1970年代の日本社会において女性活躍の場はまだ少なく、公社電話交換手（国家資格）、タイピスト、デパート店員、エレベーターガール、バス車掌、観光バスガイドなどの他、補助的な仕事が多かった。有線放送電話の場合は、男性職員もいたが女性職員数が総じて多く、アナウンス、自主制作番組の取材、電話交換業務、諸雑務など、多くの作業を担っていた。公社電話の交換手が研修を伴う国家資格として位置づけられていたのに対し、有線放送電話の場合は資格不用地域内での花形職業として認知されていた。

特に、NHKによるアナウンス研修によって、いわゆる標準語をラジオやテレビのアナウンサーのように話せることは、女子の職業選択や高等教育の機会が少ない地方農村においては、憧れの対象であったのだ。そのアナウンス能力を全国規模で競うアナウンスコンクール地方予選の結果が、同じく3面には載っている。1970（昭和45）年が11回目の全国アナウンスコンクール予選は各道府県協議会単位で行われ、滋賀県、山口県、愛媛県、山梨県、静岡県、神奈川県の結果が出ており、今後全国大会を経て日本一の有線放送電話アナウンサーが決まることになっている。

最後の4面には、「紙上有放話大学講座」という連載があり、有線放送電話の知識を学ぶ内容になっている。

今回のテーマは「運営管理序論」で、郵政大臣官房秘書課長補佐兼電気通信管理官付の安田健司氏による施設運営に関する管理知識が解説されている。また、信越放送アナ副部長金井秀一氏による機関紙『有線放送』発刊400号への祝辞。各協議会でに行われている自主番組コンクールの結果。「番組とマイクOK」というコラムが掲載されている。

全体を見ると、1面は有線放送電話を取り巻く政治的、社会的な問題を扱い、2面は今回の場合は法律の条文で埋められていたが、3面と4面に関しては有線放送電話施設の現状や知識収集、イベントなどの情報交換の内容になっていた。

7. 機関紙『有線放送』の休刊と再発行

機関紙『有線放送』は、1995（平成7）年3月22日付け第1213号を持って休刊し、翌1995年（平成7）年6月12日付け第1214号から『まちむらnow』というタイトルで再刊された。第1213号には、以下のような休刊の挨拶が載っている。

これまで御購読いただいております機関紙「有線放送」は、地方組織の改変や施設の変動にともなう利用の減少、ならびに関係機関の予算軽減など等影響も受け、発刊の継続にともなう予算措置の厳しい現状から本年度末をもって休刊せざるを得なくなりました。機関紙「有線放送」を休刊するの止むなきに至りましたことは誠に不本意であります。御賢察を得たくお知らせ申し上げます。

『通信白書』で確認できる有線放送電話施設数は、平成6年版の「資料1-19 都道府県別有線放送電話施設数及び端末設備数」で、全国合計463となっている。昭和50年版『通信白書』には、昭和49年末現在の施設数として1373と書かれていることから、約10年あまりで三分の一程度に減少したことになる。そのことが、機関紙『有線放送』休刊の大きな要因になっていることがわかる。

休刊から3ヶ月後の1995年（平成7）年6月には、早くも新紙名に変更されて再刊されていることから、減少が著しい中で、少ないながらも存続している施設同士をつなぐ機関紙の役割が確認できる。再刊第1号の『まちむらnow』通巻第1214号1面には、社団法人日本有線放送電話協会会長佐賀郁朗の名前で新創刊号のあいさつが寄稿されている。

さて、これまで本会の機関紙として、昭和三十三年より発行してまいりました「有線放送」を三月末の一・二・三号をもって（ママ）休刊のやむなきにいたしましたことは大変申し訳なく存じております。

ガット農業合意にともなう国内対策にともなう国内対策に対する各会の厳しい論調、この秋から施行される「新食糧法」など、職業・農業・農村について、国内合意の形成を図ることが、農業関係にとって最大の課題となっております。

それにはマスコミに対するキャンペーンはもとより、それにもまして身近な地域コミュニティを通じての理解をすすめる、地域情報システムの強化が必要かと存じます。

このような情勢のなか、県協・施設の皆様の連絡手段となります機関紙について、地方・中央をふくめて早急に再刊されるよう強い要望もあり、協議をすすめてまいりましたが、農業・農村の情報化を推進している友好団体である社団法人日本農村情報ビジネス協会の檜垣会長をはじめ役員各位のご高配により、

機関紙『まちむらnow』と装いを新たにして、発刊するはこびとなりましたことは感謝にたえません。

ガットは1947（昭和22）年に署名された「GATT 関税および貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade）」のことであり、関税の引き下げなど自由貿易を国際的に推進することを目的として制定された国際協定である。そして、1995（平成7）年1月には「WTO（世界貿易機関）」設立に伴い、発展的解散をした。農業にとって外国からの農産物輸入の自由化は死活問題であり、農村を中心とした情報化推進によって、最新の情報共有や情報発信を含む日本農業の強靱化を進めようという政策が進んでいた。そこに、農家を束ねる農協や有線放送電話施設の再活用が浮上し、機関紙の再発行に結びついたので現状では推察される。

記事中に登場する社団法人日本農村情報ビジネス協会は、1975（昭和50）年に設立された農林水産省・総務省・経済産業省という複数官庁が所管する社団法人である。有線放送協会は解散直前にしばらく同法人内に籍を置いていたが程なくして解散し、同法人も2009（平成21）年に不明朗会計によって破産している。

再刊された『まちむらnow』だが、現存する資料では継続期間がはっきりしない。CS（Communication Satellite）放送の「グリーンチャンネル」内に同名の番組があるが、現状では関係はまだはっきりしていない。おそらく、紙の機関紙から電波による情報番組へと切り替えられたのではないかと推測される。前川裕介、後藤春彦「通信メディアを介した地域の情報発信に関する研究通信衛星グリーンチャンネルとCATV局を介した広報番組『まちむらnow』にみる中山間地域の情報発信のあり方について」に「試験放送時、（平成6年）から本放送時（平成7、8年）にかけて『まちむらnow』において放送された番組」という記述があることから、1995（平成7）年には、紙の機関紙と同時並行でCSの同名番組が放送されていたことになる（前川・後藤：p185-192）。こちらも、現状では推測の域をでないが、おそらく農村情報化の一環として衛星放送を用いた電波による農村への情報発信の試みが行われていたと推察される。

8. 機関紙研究は何を発見できるのか

これまで観てきたように、機関紙『有線放送』は戦後の急速な経済発展と都市偏重の情報通信網設立に対抗するために登場した、有線放送及び有線放送電話施設管理者向けに発行された情報発信メディアであった。現在、有線放送電話自身は、既にその役割を終えてほぼ全ての施設が業務を閉じている。一部は防災無線やCATVへ移行しているが、音声メディアとして自主制作番組や情報の発信を行っている施設は既に存在しないと考えられる。同種のメディアとしてコミュニティFM（コミュニティ放送）があるが、無線電波を用いたラジオ放送であって、農村という限定された地域の住戸を有線という物理的な手段で結ぶというメディアではない。

メディア関係の機関紙としては、市販の業界雑誌として放送批評懇談会編『ぎやらく』、NHK総合放送文化研究所編『放送研究と調査』、放送レポート編集委員会『放送レポート』、東京放送篇『調査情報』などがあるが、いずれも機関誌あるいは業界雑誌という内容になっている。CATVに関しては、放送ジャーナル社編『月刊放送ジャーナル』があったが、2021（令和3）年1・2月合併号（550号）をもって休刊となっている。民間放送連盟やコミュニティ放送協議会のような団体は存在するが、紙面を使った情報発信・共有という形式はコスト面からも継続が困難になっていると考えられる。その他、政治団体や宗教団体などの会員向け広報紙・広報誌は、現在でも継続されている例は存在する。そして、なによりもインターネットを使った情報発信への切り替えが進み、Webページでの発信やメールマガジン、FacebookやX（旧ツイッター）などのSNSの活用も

進んでいるのは、現在の情報通信環境の変化に照らせば当然と言えるであろう。

現在でも機関紙発行を続けている団体の一つに、農家・農民の政治活動組合「農民連盟」がある。農民の組合運動は戦前から始まっており、明治初期の小作人組合から始まり、1922（大正11）年に日本初の農民組織である「日本農民組合」が結成された。しかし、その後運動方針の違いなどから分裂や再結成などを繰り返し、現在では複数の農民組合が存在する。現在、筆者が研究対象としているのが、北海道の農民組合である「農民連盟」が発行する機関紙である。北海道には全上川農民連盟、北見地区農民連盟、全十勝地区農民連盟、空知農民連合があり、各農民連盟下に地域別の小規模な農民連盟や農民組合がある。そして、各地の組織を束ねる上部組織として、北海道農民連盟という組織形態になっている。

このうち、北見地区農民連盟は機関紙『北見農村新聞』、北海道農民連盟が機関紙『北海道農村新聞』を発行している。機関紙『北見農村新聞』は1946（昭和21）年12月1日に北見地方農村対策委員会の機関紙として第1号が発行され、2006（平成18）年6月21日号まで紙の機関紙として発行されてきた。以降はFAXによる情報発信へと切り替えられ、機関紙としては後述する『北海道農村新聞』に統合された。一方の北海道農民連盟は、前身である「北海道農民同盟」期において、1947（昭和22）年8月23日に機関紙『同盟情報』が創刊され、1958（昭和33）年11月1日に『北海道農村新聞』へ改称した。同盟情報の創刊以来、現在に至るまで2,000回以上機関紙が発行されている。

全ての農民組合で機関紙の発行が行われていたのかは今後の調査課題となっているが、現存する『北見農村新聞』、『北海道農村新聞』の一部のデジタル化作業が終わっている。また、その紙面の詳細な内容分析も今後の作業として残っているが、全体的には機関紙『有線放送』と大きな違いはないように見受けられる。農民組合という性質上、農産物の生産者と農業政策を執り行う政府、所管省庁側の動向と、それに対する組合としての取り組み内容。そして、農業を取り巻く情勢分析や生産に関わる知識、北海道内各地域での特色的な生産農家の紹介などが主な内容となっている。機関紙『北見農村新聞』は発行時から判型が変わっていないが、機関紙『北海道農村新聞』はさまざまな判型、ページ数で発行されている。

繰り返すが、機関紙は関係組織の構成員などに対して特定の情報を提供する目的をもっており、一般のミニコミやフリーペーパーのような印刷物とは異なっている。定期的に発行され、発行するための取材や原稿作成、レイアウト、印刷、発送などの諸作業が事務局（多くは発行元組織の事務員）が担っている。そして、なによりもその組織が社会に生み出されてからの社会的な出来事や組織活動の歴史が記録として残されている。組織に対する研究資料としては第一級の価値があるのはもちろん、機関紙そのものをメディアとして研究することで、機関紙が誰に何を伝え、その情報がどのような意味を持っていたのかを知ることができる。機関紙『有線放送』をメディアとして研究することで、有線放送という日本の放送、通信（電話）の本流から外れたローカルなメディアの社会的な歴史を、より精密に確認することができるのである。

本研究ノートでは、機関紙『有線放送』を研究対象とすることによって、筆者が長年研究対象としていた有線放送及び有線放送電話だけでなく、有線放送を自主的に生み出し、地域のアイデンティティとして維持してきた人びとの意識、アイデンティティとメディアの関係に対する新たな知見が得られることを示した。筆者は退職したが、この研究は継続していく価値があると考えており、後の世代へ残すべき資料であると確信している。

10. 参考・引用文献

- 林春男トパーズ収容所における最初の1年間：所内新聞を通して見る日系人の生活』『広島大学総合科学部紀要 III, 情報行動科学研究』14, p115-125, 1991。
- 衆井輝子「言論の自由と検閲の狭間で ―日系アメリカ人強制収容所新聞日本語面から見る収容所の言論規制―」『白百合女子大学研究紀要』, 52, p179-200, 2016。
- 長尾直洋「ブラジル邦字新聞『日本新聞』の創刊と初期運営体制に関する一考察」『環太平洋地域文化研究』No.4, p15-27, 2022。
- 前川裕介, 後藤春彦「通信メディアを介した地域の情報発信に関する研究通信衛星グリーンチャンネルとCATV局を介した広報番組『まちむらnow』にみる中山間地域の情報発信のあり方について」『日本建築学会計画系論文集』64 (517), p185-192, 1999。
- 日本放送協会編『有線放送のてびき』日本放送協会, p36-37, 1959。
- 坂田謙司『「声」の有線メディア史―共同聴取から有線放送電話を巡る「メディアの生涯」』世界思想社, 2005。

Social History of the Cable Broadcast Telephone Examined Using
the “Cable Broadcasting” Newsletter:
What Can Newsletters Reveal about Media and Society

SAKATA Kenjiⁱ

Abstract : The Cable Broadcast Telephone Association issued 1,213 volumes of a newsletter named “Cable Broadcasting” from 1958 to 1995. This newsletter was prepared for “cable broadcast telephone” facilities, which had original functions of both broadcasting and communication (telephone) in Japan. When analyzing the details of the available newsletters, including vol. 401 and later, it is possible to understand the details of the original hybrid media produced in agricultural villages after the war, the situation of media in these villages at that time, and social situations from a historic perspective. In this research note, a starting point for future studies is suggested by showing the roles of newsletters, previous research using newsletters, and details of the “Cable Broadcasting” newsletter.

Keywords : cable broadcast, cable broadcast telephone, newsletter, social history, media history

i Professor Emeritus, Ritsumeikan University